

単価契約工事の入札における取り抜け方式の導入について（お知らせ）

平成31年4月1日以降、米原市が同一日に開札する道路維持等の単価契約工事の入札については、緊急対応が求められる複数の施工場所を安全かつ最短工期での施工に専念してもらう必要があることから、以下のとおり取り抜け方式を導入します。

「取り抜け方式」

1. 対象となる工事

入札公告日、開札日、入札参加資格要件が同一となる単価契約工事

※適用対象となる工事については、入札公告に明示し入札参加者に周知します。

2. 落札者の決定について

対象工事の開札が同一日に複数ある場合に、1参加者が落札できる工事は1件のみとし、当該落札者が2件目以降の入札に応札されていた場合は、その入札書は辞退として取扱います。

3. 実施時期

平成31年4月1日以降に入札の公告を行う単価契約工事

平成31年4月1日

米原市役所総務部管財課
電話 52-6781